



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成28年6月24日金曜日 第2784号

## ◇ 目 次 ◇

知事指定薬物の指定..... (薬務衛生課) ... 518  
 県営土地改良事業の事業変更計画書の縦覧..... (農地整備課) ... 518  
 落札者等の告示..... (畜産課) ... 519  
 漁業免許の内容等の公示..... (水産課) ... 519  
 土地改良区の定款変更の認可..... (東予地方局農村整備課) ... 519  
 道路の供用開始(県道松山伊予線)..... (中予地方局管理課) ... 519  
 道路の区域変更(一般国道320号)..... (南予地方局管理課) ... 520  
 道路の供用開始( " )..... ( " ) ... 520  
 道路の区域変更(県道滑床松野線)..... ( " ) ... 520  
 道路の供用開始( " )..... ( " ) ... 520  
 道路の供用開始(県道長月城辺線)..... (南予地方局愛南土木事務所) ... 521  
 落札者等の告示..... (警察本部会計課) ... 521

## 公 告

ヘリコプターテレビ電送システム地上局の購入..... (消防防災安全課) ... 521  
 愛媛県消防学校用実火災体験型訓練装置の購入..... ( " ) ... 522  
 争議行為の通知の公表..... (労政雇用課) ... 523  
 パソコンネットワーク学習システム等の借入れ..... (高校教育課) ... 523

## 人事委員会規則

愛媛県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則..... (人事委員会事務局) ... 524

## 雑 報

愛媛県市町村職員共済組合公告..... (市町振興課) ... 527

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

## 告 示

### ○愛媛県告示第769号

愛媛県薬物の濫用の防止に関する条例(平成26年愛媛県条例第53号)第11条第1項の規定に基づき、次の薬物を知事指定薬物として指定する。

平成28年6月24日

愛媛県知事 中村時広

#### 1 薬物の名称

- (1) 1 (3, 4 ジメトキシフェニル) 2 (メチルアミノ) プロパン 1 オン(通称名3, 4 Dimethoxymethcathinone) 及びその塩類
- (2) 1 ペンチル N (キノリン 8 イル) 1 H インダゾール 3 カルボキサミド(通称名THJ)及びその塩類
- (3) エチル= 2 [1 (5 フルオロペンチル) 1 H インダゾール 3 カルボキサミド] 3 メチルブタノアート(通称名5F AEB、5F EMB PINACA)及びその塩類
- (4) メチル= 2 [1 (4 フルオロベンジル) 1 H インドル 3 カルボキサミド] 3, 3 ジメチルブタノアート(通称名MDMB FUBICA)及びその塩類

(5) 前各号に掲げる物を含有する物

#### 2 指定の理由

条例第2条第7号の薬物のうち、県の区域内において濫用されるおそれがあると認めるため。

#### 3 効力発生の日

平成28年6月25日

### ○愛媛県告示第770号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の規定により、西条市高田及び国安地域に係る県営土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

平成28年6月24日

愛媛県知事 中村時広

#### 1 縦覧に供すべき書類の名称

県営土地改良事業(ほ場整備事業・高田地区)変更計画書の写し

#### 2 縦覧期間

平成28年6月27日から7月25日まで

#### 3 縦覧場所

西条市役所東予総合支所

○愛媛県告示第771号

次のとおり落札者を決定した。

平成28年 6月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
バイオセーフティレベル3検査設備一式	愛媛県農林水産部 農業振興局畜産課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	平成28年 6月15日	はじめ科学株式会社 愛媛県松山市間屋町3-7	37,659,600円	一般競争入札	平成28年 4月26日

○愛媛県告示第772号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定に基づき、区画漁業の免許の内容たるべき事項等を次のように定める。

平成28年 6月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 免許番号、免許の内容たるべき事項、地元地区及び制限又は条件

(1) ア 免許番号 伊区第13号

イ 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで

(イ) 漁場の位置 西宇和郡伊方町平磯及び釜木地先

(ロ) 漁場の区域

アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域

- 基点 A 西宇和郡伊方町平磯赤巻鼻
- B 西宇和郡伊方町釜木防波堤突端西端
- 点 ア Aから125度85メートルの点
- イ Bから308度128メートルの点
- ウ Bから31度324メートルの点
- エ Aから73度452メートルの点

ウ 地元地区 西宇和郡伊方町三崎地区

エ 制限又は条件

(ア) 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。

(イ) 漁場に設置するいかだの台数は別に定める知事の指示に従わなければならない。

(2) ア 免許番号 伊区第14号

イ 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで

(イ) 漁場の位置 西宇和郡伊方町釜木地先

(ロ) 漁場の区域

アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域

- 基点 A 西宇和郡伊方町釜木防波堤突端西端
- B 西宇和郡伊方町釜木コイノ浜西端の標識
- 点 ア Aから19度686メートルの点
- イ Aから37度30分574メートルの点
- ウ Bから342度266メートルの点
- エ Bから333度511メートルの点

ウ 地元地区 西宇和郡伊方町三崎地区

エ 制限又は条件

(ア) 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。

(イ) 漁場に設置するいかだの台数は別に定める知事の指示に従わなければならない。

2 免許予定日

平成28年10月1日

3 申請期間

平成28年 6月24日から平成28年 9月7日まで

4 存続期間

(1) 区画漁業

平成28年10月1日から平成36年 3月31日まで

○愛媛県告示第773号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、新居浜市松神子土地改良区の定款の変更を認可した。

平成28年 6月24日

愛媛県東予地方局長 菅 豊 正

○愛媛県告示第774号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成28年 6月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	松山伊予線	松山市古川北一丁目125番7から 同市古川北一丁目125番9まで	平成28年 6月24日
"	"	松山市和泉南五丁目250番5地先から 同市古川北二丁目193番3まで	"

○愛媛県告示第775号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成28年 6月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
一 般 国 道	320号	北宇和郡鬼北町大字奈良2965番11から 同大字2963番3まで	旧	メートル 8.9～11.1	キロメートル 0.061	
			新	10.7～12.7	0.061	

○愛媛県告示第776号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成28年 6月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	320号	北宇和郡鬼北町大字奈良2965番11から 同大字2963番3まで	平成28年 6月24日

○愛媛県告示第777号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成28年 6月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	滑床松野線	北宇和郡松野町大字目黒597番地先から 同大字654番4まで	旧	メートル 9.5～12.4	キロメートル 0.020	
			新	9.0～11.9	0.020	
"	"	北宇和郡松野町大字目黒639番3から 同大字637番3まで	旧	9.8～12.4	0.023	
			新	9.8～11.9	0.023	

○愛媛県告示第778号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成28年 6月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	滑床松野線	北宇和郡松野町大字目黒597番地先から 同大字654番 4 まで	平成28年 6 月24日
"	"	北宇和郡松野町大字目黒639番 3 から 同大字637番 3 まで	"

○愛媛県告示第779号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
 その関係図面は、南予地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。  
 平成28年 6 月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	長月城辺線	南宇和郡愛南町御荘長月1608番 3 から 同町御荘長月1601番 3 まで	平成28年 6 月24日

○愛媛県告示第780号

次のとおり随意契約者を決定した。  
 平成28年 6 月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	随意契約の相手方を決定した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約とした理由
ヘリコプター12ヵ月定期点検整備	愛媛県警察本部警務部会計課 愛媛県松山市南堀端町2番地2	平成28年 5 月12日	中日本航空株式会社 愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字殿釜2番地	38,512,800円	地方自治法施行令167条の2第8項による。

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。  
 平成28年 6 月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

- (1) 件名  
ヘリコプターテレビ電送システム地上局の購入
- (2) 購入物品名及び数量  
ヘリコプターテレビ電送システム（地上設備） 一式
- (3) 購入物品の内容等  
入札説明書による
- (4) 納入期限  
平成29年 3 月24日
- (5) 納入場所  
入札説明書による
- (6) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税

に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成26年度から平成28年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの。

- なお、上記資格を有しない者が、本件入札に参加を希望するときは、資格審査を求める申請書類を3(5)に掲げる場所に提出し、開札日までに、上記資格を得ること。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札参加資格確認申請日から開札日までの間、知事が行う入札参加資格停止の期間中でない者であること。
- (3) この公告に示した仕様に合致した物品又は同等の物品の納入実績を有する者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先  
 愛媛県県民環境部防災局消防防災安全課消防係  
 〒790 8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2  
 電話番号 089 941 2111（代表） 089 912 2316（直通）

## (2) 入札書の受領期限

開札の日時に開札の場所へ持参して提出し、又は平成28年8月4日(木)正午までに(1)に掲げる場所に郵送等(書留もしくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものに限る。以下同じ)により提出すること。

## (3) 入札説明書の交付方法

入札説明書は、公告日から同年7月8日(金)までの間に、インターネットの愛媛県公式ホームページ(入札情報内の本件記事)から入手すること。

ただし、これにより難い者は次により直接交付する。

## ア 交付期間及び交付時間

公告日から同年7月8日(金)までの日(土、日曜を除く。)の午前9時から午後5時までとする。

## イ 交付場所

(1)と同じ。

## (4) 開札の日時及び場所

平成28年8月4日(木)午後2時  
愛媛県庁第二別館5階 入札室

## (5) 資格審査に関する照会先並びに申請書提出先

愛媛県出納局会計課用品調達係  
〒790 8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2  
電話番号 089 941 2111(代表) 089 912 2770(直通)

## 4 その他

## (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## (2) 入札保証金

愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。

## (3) 入札者に要求される事項

本件入札に参加を希望する者は、事前に、入札参加資格確認申請書を、次の事項のとおり提出すること。

なお、当該申請書の内容に関し、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

## ア 受領期限

平成28年7月20日(水)午後5時までに、3(1)に掲げる場所に持参又は郵送等により提出すること。

## イ 郵送等による取扱い

郵送等により提出する場合は、平成28年7月20日(水)午後5時までに、3(1)に掲げる場所に必着のこと。

## (4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、入札説明書に違反した入札は、無効とする。

## (5) 契約書作成の要否

要

## (6) 落札者の決定方法

本件購入物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

## (7) 契約の成立

この契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定により、愛媛県議会の議決を得たときに、本契

約として成立する。

## (8) その他

詳細は、入札説明書による。

## 5 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be purchased: The Helicopter television transmission system , 1 unit

(2) Time limit for submission of document for qualification confirmation: 5:00 p.m. , 20 July 2016

(3) Time limit of tender: 2:00 p.m. , 4 August 2016

(Time limit of tender by registered mail: 0:00 p.m. , 4 August 2016)

(4) For further information , please contact: Firefighting Section , Traffic Safety , Fire and Disaster Prevention Division , Disaster Prevention Subdepartment , Public Affairs and Environment Department , Ehime Prefectural Government , 4 4 2 Ichibancho , Matsuyama , Ehime 790 8570 Japan

Tel 089 912 2316

## ○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成28年6月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

## 1 入札に付する事項

## (1) 件名

愛媛県消防学校用実火災体験型訓練装置の購入

## (2) 購入物品名及び数量

実火災体験型訓練装置 一式

## (3) 購入物品の内容等

入札説明書による

## (4) 納入期限

平成29年2月28日

## (5) 納入場所

入札説明書による

## (6) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成26年度から平成28年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの。

なお、上記資格を有しない者が、本件入札に参加を希望するときは、資格審査を求める申請書類を3(5)に掲げる場所に提出し、開札日までに、上記資格を得ること。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 入札参加資格確認申請日から開札日までの間、知事が行う入札参加資格停止の期間中でない者であること。

(3) この公告に示した仕様に合致した物品又は同等の物品を納入できる者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問合せ先

愛媛県県民環境部防災局消防防災安全課消防係  
〒790 8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2  
電話番号 089 941 2111(代表) 089 912 2316(直通)

(2) 入札書の受領期限

開札の日時に開札の場所へ持参して提出し、又は平成28年8月4日(木)正午までに(1)に掲げる場所に郵送等(書留もしくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものに限る。以下同じ。)により提出すること。

(3) 入札説明書の交付方法

入札説明書は、公告日から平成28年7月8日(金)までの間に、インターネットの愛媛県公式ホームページ(入札情報内の本件記事)から入手すること。

ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

公告日から平成28年7月8日(金)までの日(土、日曜を除く。)の午前9時から午後5時までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ。

(4) 開札の日時及び場所

平成28年8月4日(木)午後4時

愛媛県庁第二別館5階 入札室

(5) 資格審査に関する照会先並びに申請書提出先

愛媛県出納局会計課用品調達係  
〒790 8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2  
電話番号 089 941 2111(代表) 089 912 2770(直通)

4 その他

(1) 入札及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

本件入札に参加を希望する者は、事前に入札参加資格確認申請書を、次の事項のとおり提出すること。

なお、当該申請書の内容に関し、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

ア 受領期限

平成28年7月20日(水)午後5時までに、3(1)に掲げる場所に持参又は郵送等により提出すること。

イ 郵送等による取扱い

郵送等により提出する場合は、平成28年7月20日(水)午後5時までに、3(1)に掲げる場所に必着のこと。

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

本件購入物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be purchased: A portable fire training unit, 1 set

(2) Time limit for submission of document for qualification confirmation: 5:00 p.m., 20 July 2016

(3) Time limit of tender: 4:00 p.m., 4 August 2016  
(Time limit of tender by registered mail: 0:00 p.m., 4 August 2016)

(4) For further information, please contact: Firefighting Section, Traffic Safety, Fire and Disaster Prevention Division, Disaster Prevention Subdepartment, Public Affairs and Environment Department, Ehime Prefectural Government, 4 4 2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790 8570 Japan  
Tel 089 912 2316

○公 告

争議行為の通知の公表について

全国一般愛媛統一労働組合執行委員長大野久から次のとおり争議行為を行う旨の通知が平成28年6月13日あったので公表する。

平成28年6月24日

愛媛県知事 中村時広

- 1 事件 平成28年度夏季一時金その他に関する事項
- 2 日時 平成28年6月27日正午より本問題が解決に至る間
- 3 場所

病 院 名	所 在 地
公益財団法人 正光会今治病院	今治市高市甲786-13
公益財団法人 正光会宇和島病院	宇和島市柿原1280番地

4 概要 前記記載の場所において、あらゆる形の争議行為を単独又は併用して実施する。

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成28年6月24日

愛媛県知事 中村時広

1 入札に付する事項

(1) 件名

パソコンネットワーク学習システム等の借入れ

(2) 借入物品名及び数量

パソコンネットワーク学習システム等一式(サーバー2台、パーソナルコンピュータ82台、ペンタブレット82台、プリンタ7台、スキャナ1台、プロジェクタ2台、スクリーン1台、周辺機器一式、ソフトウェア一式、搬入、据付け、調整等一式)

- (3) 借入物品の内容等  
仕様書による。
- (4) 借入期間  
平成28年 9月15日から平成33年 9月14日まで
- (5) 借入場所  
入札説明書及び仕様書による。
- (6) 入札方法  
ア 入札金額は、1月当たりの借入代金とすること。  
イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 入札に参加する者に必要な資格  
知事の審査を受け、営業種別「その他」について平成26年度、平成27年度及び平成28年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの
- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 借入期間の開始までに、要求する仕様の機器を確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 借入物品に係る保守の体制が整備されていることを証明した者であること。
- (4) 4の(3)に掲げる提出期限の日から落札者の決定の日までの間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- 3 入札書の提出場所等
- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先  
愛媛県教育委員会事務局指導部高校教育課施設管理グループ  
〒790 8570  
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2  
電話(089)912 2951
- (2) 入札書の受領期限  
平成28年 8月3日(水)午後2時
- (3) 入札説明書の交付方法  
平成28年 6月24日(金)から 7月15日(金)までの執務時間中(月曜日から金曜日まで(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。))の午前8時30分から午後5時15分までをいう。)に(1)に掲げる場所で交付する。
- (4) 開札の日時及び場所

平成28年 8月3日(水)午後2時  
愛媛県庁第1別館10階教育委員室

## 4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金  
愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。
- (3) 入札者に要求される事項  
この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類等を、入札説明書等に基づき次の期限までに提出しなければならない。  
なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。  
提出期限:平成28年 7月19日(火)午後5時15分
- (4) 入札の無効  
2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否  
要
- (6) 契約保証金  
愛媛県会計規則第152条から第154条までの規定による。
- (7) 落札者の決定方法  
この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (8) その他  
詳細は、入札説明書による。

## 5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be leased: Computer Equipment and Related Services for Installing Terminal Unit, for the prefectural school computer rooms (Local Area Network), 1 set
- (2) Time limit of tender: 2:00 p.m., 3 August 2016  
(tenders submitted by mail: 5:15 p.m., 2 August 2016)
- (3) For further information, please contact: Facilities Administration Section, High School Education Division, Guidance Department, Ehime Prefectural Board of Education, 4 4 2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790 8570 Japan  
TEL 089 912 2951

## 人事委員会規則

## ○愛媛県人事委員会規則13 - 176

愛媛県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
平成28年 6月24日

愛媛県人事委員会委員長 宇都宮 嘉 忠

## 愛媛県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

愛媛県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則(愛媛県人事委員会規則13 - 17)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前							
<b>別表（第2条、第3条関係）</b>				<b>別表（第2条、第3条関係）</b>							
委託地方 公共団体	機 関			委託地方 公共団体	機 関						
省略				省略							
久万高原 町	省略			久万高原 町	省略						
	教育委 員会	事務局			教育委 員会	事務局		教育長 事務局長			
		省略				省略					
省略			省略								
松前町	省略			松前町	省略						
	町長部 局	本庁	部長 理事 課長 _____		町長部 局	本庁	部長 理事 課（室）長 _____				
			会計管理者 総務課長補佐 （人事を担当するものに限る。） 財政課長補佐（予算を担当するものに限る。） 総務課職員係長 財政課財政係長				会計管理者 総務課長補佐 _____ 財政課長補佐（予算を担当するものに限る。） 総務課職員係長 財政課財政係長				
			省略					省略			
省略			省略								
省略				省略							
内子町	省略			内子町	省略						
	教育委 員会	事務局			教育委 員会	事務局		教育長 課長			
		省略				省略					
省略			省略								
伊方町	省略			伊方町	省略						
	町長部 局	本庁	課長 課付課長 会計管理者 総務課総務管理室長 総合政策課財政管理室長 総務課主任（人事を担当するものに限る。） 総合政策課主任（予算を担当するものに限る。）		町長部 局	本庁	課長 課付課長 会計管理者 総務課総務管理室長 総合政策課財政管理室長 _____ 総務課主任（人事を担当するものに限る。） 財政課主任 _____（予算を担当するものに限る。）				
			出先 機関				支所	支所長	出先 機関	支所	総合支所長
			省略						省略		
	省略				省略						
省略			省略								
松野町	省略			松野町	省略						
	教育委 員会	事務局			教育委 員会	事務局		教育長 課長			
		省略				省略					
省略			省略								



	省略			
鬼北町	省略			
	町長部 局	本庁	課(室)長 会計管理者 総務財政課庶務係長 総務 財政課財政係長	
		省略		
	省略			
愛南町	省略			
	町長部 局	省略		
		出先 機関	省略	
		省略		
	教育委 員会	事務局	課(室)長 _____ 御荘 B & G 海洋センター所長	
省略				
	省略			
省略				
高知県宿 毛市愛媛 県南宇和 郡愛南町 篠山小中 学校組合	省略			
省略				

備考

- 1・2 省略
- 3 この表中「農業委員会事務局」とは、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第26条第1項に規定する職員により構成される機関をいう。

	省略			
鬼北町	省略			
	町長部 局	本庁	課(室)長 会計管理者 企画財政課財政係長 総務 課庶務係長 _____	
		省略		
	省略			
愛南町	省略			
	町長部 局	省略		
		出先 機関	省略	
			クリー ンセン ター	所長
			省略	
	教育委 員会	事務局	教育長 課(室)長 御荘 B & G 海洋センター所長	
省略				
	省略			
省略				
高知県宿 毛市愛媛 県南宇和 郡愛南町 篠山小中 学校組合	教育委員会事務局	教育長		
	省略			
省略				

備考

- 1・2 省略
- 3 この表中「農業委員会事務局」とは、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第20条第1項に規定する職員により構成される機関をいう。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

雑 報

○愛媛県市町村職員共済組合公告

愛媛県市町村職員共済組合定款第5条の規定に基づき、平成27年度決算の要旨を公告する。

平成28年6月24日

愛媛県市町村職員共済組合

理事長 高須賀 功

損益計算書の要旨

(単位：千円)

	経理区分	短期	長期	厚生年金保険	退職等年金	経過の長期	預託金管理	経過の長期 預託金管理	業務	保健	宿泊	貯金	貸付	物資
		負担金	4,441,659 379,584	7,375,407	5,440,483	322,191	11,451			165,047	226,684			
掛金・組合員保険料	4,515,309 392,219	3,699,911	3,698,284	322,185					174,554					
施設収入・商品売上											95,681			
受取手数料														12,646
利息及び配当金	177 15						54,497	50,705	90	119	73	709,051	1,158	1
組合員貸付金利息													123,616	
その他収入	402,588								53,843	20	41,888	12,621	413	333
補助金										5,255				
他経理から繰入金									29,448		24,000			
前年度繰越支払準備金	667,554													
計	10,027,287 771,818	11,075,318	9,138,767	644,376	11,451	54,497	50,705	248,428	401,377 5,255	161,642	721,672	125,187	12,980	
給付	4,445,960													
役職員給与									108,651	13,165	47,575	24,188	7,499	
厚生費									119	312,722 5,229	26	13	8	
特定健康診査等費										19,132				
旅費・事務費									11,025	3,649	1,375	3,250	2,203	444
商品仕入											252			
飲食材料費														
委託費・委託管理費									3,973	436	19,662	192	136	69
支払利息							54,497	50,705				516,984	103,705	4,067

平成28年6月24日

愛 媛 県 報

第2784号

出	連合会払込金・拠出金	497,341												6,972	
	前期高齢者納付金	2,377,302													
	後期高齢者支援金	1,706,357													
	老人保健拠出金	54													
	退職者給付拠出金	165,984													
	介護納付金	765,500													
	負担金払込金・掛金払込金・保険料払込金		11,075,318	9,138,767	644,376	11,451									
	他経理へ繰入金	29,448									24,000				
	その他支出	255,623							112,847	43,211	77,518	23,581	5,962	4,328	
		609								26					
次年度繰越支払準備金	696,045														
計	10,174,114	11,075,318	9,138,767	644,376	11,451	54,497	50,705	236,615	416,315	146,408	568,208	126,485	8,908		
	766,109								5,255						
差引当期利益金又は当期損失金( )	146,827	0	0	0	0	0	0	11,813	14,938	15,234	153,464	1,298	4,072		
	5,709								0						

貸借対照表の要旨

資 産	流動資産	777,341	2,881,671	1,262,194	87,515	1,559	137,655	197,475	389,098	459,378	318,829	17,498,737	138,278	393,110
	固定資産						4,396,691	4,022,576	694	1	771,833	38,777,332	4,322,235	
	繰延資産													
資産合計		777,341	2,881,671	1,262,194	87,515	1,559	4,534,346	4,220,051	389,792	459,379	1,090,662	56,276,069	4,460,513	393,110
負 債	流動負債	16,417	2,881,671	1,262,194	87,515	1,559			7,124	10,345	6,294	51,327,715	1,656	8,264
										2,857				
	固定負債	696,045					4,534,346	4,220,051	203,813	43,433	25,803	21,577	4,065,312	319,115
負債合計		712,462	2,881,671	1,262,194	87,515	1,559	4,534,346	4,220,051	210,937	56,635	32,097	51,349,292	4,066,968	327,379
純 資 産	資本剰余金										945,432			
	利益剰余金又は欠損金( )	53,061							178,855	402,744	113,133	4,926,777	393,545	65,731
		11,818												
純資産合計		64,879	0	0	0	0	0	0	178,855	402,744	1,058,565	4,926,777	393,545	65,731
負債・純資産合計		777,341	2,881,671	1,262,194	87,515	1,559	4,534,346	4,220,051	389,792	459,379	1,090,662	56,276,069	4,460,513	393,110

(注) 短期経理の上段は短期、下段は介護に係るもの  
 (注) 長期経理、預託金管理経理は、平成27年10月1日の被用者年金一元化のため、平成27年9月30日決算に係るもの  
 (注) 保健経理の上段は保健、下段はメンタルヘルス対策事業に係るもの